

グループホーム りんどう 運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 善心会が開設するグループホーム りんどう (以下「事業所」という。)において実施する認知症対応型共同生活介護事業 (以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、管理者を含む事業所の職員が、認知症の症状を伴う要介護状態の入所者に対して、適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 サービスの提供にあたって、認知症の症状によって自立した生活が困難になった入所者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、心身の特性を踏まえ、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助及び機能訓練等必要な援助を行う。
- 2 入所者の認知症状の進行の緩和や悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
 - 3 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努める。
 - 4 事業の実施に当たっては、入所者の所在する市町村、連携する介護老人福祉施設や介護老人保健施設、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホーム りんどう
- (2) 所在地 岐阜県安八郡神戸町大字北一色字別当野 555 番地 1

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤職員 1名 兼務)

職員及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。

- (2) 計画作成担当者 2名以上（常勤職員 2名以上 兼務）
適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。
- (3) 介護職員 12名以上（常勤職員 12名以上 非常勤 1名以上）
入所者に対し必要な介護及び支援を行う。
- (4) 医師 1名（嘱託職員 1名）
入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- (5) 看護職員 1名以上（常勤職員 1名以上 兼務）
利用者の保健衛生ならびに看護業務を行う。
- (6) 事務職員 2名以上（常勤職員 2名以上 兼務）
利用料の請求、事業所の経理ほか必要な事務を行う。

第3章 入所定員

（認知症対応型共同生活介護の入所定員）

第5条 事業所の入所定員は、18名とする。

内訳	1ユニット	9名
	2ユニット	9名

第4章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

（内容及び手続きの説明及び同意）

第6条 事業所は、サービス提供の開始に際し、入所申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他の選択に関する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

（サービスの内容）

第7条 事業所で行うサービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排せつ、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の援助
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 計画作成担当者は、サービスの提供開始時に、入所者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通所介護等の活用や地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護職員と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成する。

- 2 計画作成担当者は、それぞれの入所者に応じて作成した介護計画について、入所者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得る。
- 3 計画作成担当者は、介護計画を作成した際には、当該介護計画を入所者に交付する。
- 4 介護計画の作成後においても、他の介護職員及び入所者が介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。

(身体拘束)

第9条 事業者は、入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、以下の手続きを経て身体拘束を行う。

- (1) 第一に、他の代替案を検討する。
- (2) 実施に当たっては、必要最小限の方法、時間、期間、適正な実施方法、安全性、経過確認の方法について検討する。
- (3) 事前もしくは事後すみやかに管理者の判断を仰ぐ。
- (4) 事前もしくは事後すみやかに家族等に連絡する。
- (5) 事前もしくは事後すみやかに管理者、計画作成担当者、介護職員、看護職員が参加する緊急ケアカンファレンスを開催し、「身体拘束」の理由、対応方針等を確認し、家族等の同意を受け、介護計画を作成する。

(健康管理)

第10条 事業所は、嘱託医師及び看護職員により、入所者の健康保持のための適切な措置を講じる。

(利用料等)

第11条 別記料金表によって、入所者の要介護度に応じたサービス利用料金の自己負担額（負担割合証に定める負担割合を適用）と居住費、食費及びその他の利用料の合計金額を月ごとに請求する。

- 2 入所者に対するサービス内容及び利用料金等の変更がある場合には、事前に入所者あるいはその家族に対して、その変更内容及び変更理由を記した文書を交付して説明

を行い、同意を得る。

第5章 入所に当たっての留意事項

(入退所に当たっての留意事項)

第12条 認知症対応型共同生活介護の対象者は要介護者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- (1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- (2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者

- 2 入所申込者の入所に際しては、主治医の診断書等により、当該入所申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
- 3 入所申込者が入院治療を要する者であること等、入所申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 入所者の退所に際しては、入所者及びその家族の希望、退所後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。

(禁止行為)

第13条 入所者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信仰の相違などで他人を攻撃し、また自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) 喧嘩、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑をおよぼすこと。
- (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火器を用いること。
- (5) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、またこれを持ち出すこと。
- (6) 職員及び他の利用者に対する故意の暴力・暴言、ハラスメント行為

(入所者の入院期間の取扱い)

第14条 入所者が医療機関に入院する必要があるとき、1か月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、本人及び家族の希望を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び事業所に円滑に入居できるようにする。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第15条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、関係機関への通報及び連絡体制の整備等の体制に万全を期すとともに、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、協力医療機関や連携施設等との連絡方法や支援体制について定期的に確認を行う。

2 事業所の職員等に対し、災害に対処するための計画の周知徹底を行う。

第7章 その他運営に関する重要事項

(苦情解決)

第16条 サービスの提供に係る入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置するなど、必要な措置を講じる。

2 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 事業所は、提供したサービスに係る入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(緊急時及び事故発生時における対応方法)

第17条 事業者は、サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医の指示により、救急搬送等の必要な措置を講じる。

2 入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をする。

4 入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(協力病院等)

第 18 条 通院、入院治療を必要とする入居者のために、協力医療機関を定める。また、協力歯科医療機関を定める。

(掲示)

第 19 条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(情報公開)

第 20 条 事業所において実施する事業の内容について、苦情の内容及び対応状況、事業所の決算の状況、行事や活動の記録について、事業所内掲示、ホームページ等においてその情報を公開する。

- 2 前項に定める内容は、解釈通知により定める事項及び当事業所が提供するサービスの利用及び入所申し込みに資するものとし、入所者及びその家族（過去に入所者であったもの及びその家族を含む。）のプライバシー（個人を識別しうる情報を含む。）にかかる内容は、これに該当しない。

(衛生管理等)

第 21 条 事業所は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。

- 2 事業所において、食中毒及び感染症が発生又は蔓延しないように必要な措置を講じる。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つ。

(個人情報の保護)

第 22 条 事業所の職員は、正当な理由なく業務上知り得た入所者またはその家族の個人情報情報を漏らさない。また、事業所は、退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た入所者またはその家族の個人情報情報を漏らさぬよう、必要な措置を講ずる。

- 2 事業所が得た入所者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて、文書により入所者又はその代理人の了解を得る。

(虐待防止に関する事項)

第 23 条 事業所は、入所者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 入所者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員等による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村等に通報する。

(地域との連携など)

第24条 事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 サービスの提供に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

- 3 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表する。

(その他運営に関する留意事項)

第25条 本事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回以上

- 2 本事業所は、職員、設備及び備品、会計に関する諸記録を整備する。また、サービスに関する記録を整備し、当該記録を整備した日から5年間保存するものとする。

- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 善心会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、平成26年3月10日から施行する。

この規程は、平成27年8月10日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。